

外国人材採用セミナー：法改正で何が変わる？ ～新制度の枠組と「特定技能」の理解・運用～



【受講のお勧め】

『出入国管理及び難民認定法』が本年4月1日より施行されました。改正の本来の理解、意義に沿った外国人材の採用、処遇、育成及び外国人労働者政策の肝となる在留資格「特定技能」を正しく理解し、運用する手順を学習・提案します。併せて外国人材の送り出しと受入で急速に拡大しているベトナムからのフィードバックと提案をします。経営者・経営幹部及び人材採用担当者の積極的な参加をお待ちしております。

【日 時】 受講日の選択 平成31年4月17日（水）又は19日（金）
14時00分～16時00分（受付13時30分から）

【会 場】 土木学会関西支部会議室 大阪市中央区船場中央2-1-4-409

【定 員】 36名（定員になり次第締め切らせて頂きます。申し込み者1名でも実施）
注：コンサルタント、受入協同組合など同業的な方々の受講はご遠慮下さい。

【受講料】 無 料

【主催者・問い合わせ】★ 一般社団法人国際ビジネス交流振興協会（IBA）大阪市北区浮田サナカイトビル
TEL 06-6136-6026 FAX 06-6136-6027
メール：iba_info@i-b-a.or.jp H P <http://www.i-b-a.or.jp>
★ 有限会社 えん総合研究所 大阪府高槻市真上町3丁目7番35号
TEL & FAX 072-682-8961（担当：長谷）
メール in@en2.jp H P <http://www.en2.jp>

プ ロ グ ラ ム

はじめに

1. 『出入国管理及び難民認定法』の改正の概要 について

- ・新たな外国人材受入に関する経緯・背景
- ・特定技能制度の概要とポイント（受入企業・登録支援機関・外国人本人の基準）
- ・受入分野と分野別運用方針の概要
- ・外国人材の受入・共生のための総合対応策（特定技能を適正に日本に定着させるために）

2. 「特定技能」について

- ・企業から見た技能実習と特定技能1号の相違点
- ・特定技能1号を有効活用するための企業の視点
- ・特定技能1号で留意すべき点・取り組むべきポイント（面接～雇用～育成～処遇～登用）

- ・技能実習の移行対象職種と特定技能1号分野との関係
- ・雇用契約と給与水準について
- ・企業側が負担する費用について

3. ベトナムからのフィードバックと働き方改革

- ・事例：最高学府の学生達による「職場における日越の異文化」日本語での体験発表
- ・事例：日本企業の人材募集幕と従業員達の「業務遂行評価 Phiếu đánh giá thành tích công việc」揭示
- ・日本：働き方改革（会社の仕組み、仕事の手順、国内外人材採用～処遇～評価・育成～登用）

むすび

<質疑応答>

上記1～3を受けてのQ&A、ご要望に応じてセミナー終了後、別途に個別相談対応いたします。

